

奈良県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人素心会杉崎医院	五條市中之町一七七―一三三	平成三十一年三月三十一日
オレンジ薬局檀原神宮前店	檀原市久米町六五四 一階	平成三十一年四月三十日
医療法人興生会吉本整形外科 外科病院	大和高田市大字野口一三六	平成三十一年四月三十日
コクミン薬局	香芝市瓦口三三一五	平成三十一年三月二十日